

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 号
件 名	30人以下学級実現，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
要 旨	<p>子供たち一人ひとりが大切にされ，豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者，地域住民，教職員共通の願いです。2011年度の政府予算が成立し，小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な標準定数法の改正法も国会において成立しました。標準定数法改正条文の附則には，小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずること，措置を講ずる際に必要な安定した財源の確保も明記されました。今後，35人以下学級の着実な実行が重要です。</p> <p>OECD諸国に比べ，日本は1学級当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子供に丁寧な対応をするためには，一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では，約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として，26人～30人を挙げています。保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。新しい学習指導要領が本格的に始まり，授業時数や指導内容が増加しています。また，暴力行為やいじめ，不登校等生徒指導面の課題が深刻化し，障がいのある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子供がふえています。このような中で，地方が独自に実施する少人数学級は高い評価を得ています。OECD諸国並みの教育環境を整備するために，国の財政負担と責任で学級編制標準を30人以下にしていく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 1 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 23 年 11 月 16 日 第 4 3 1 号

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となり、加盟国平均の3分の2にとどまっています。また、三位一体改革によって、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。義務教育費国庫負担制度は、自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子供たちが等しく教育を受けられるように制度化されたものであり、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として現行教育制度の重要な根幹をなしています。この制度を堅持、拡充することは、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等を図るために不可欠です。

こうした観点から、次年度の政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書の提出を要請いたします。

記

- 1 児童生徒の学力向上と多様化、複雑化する教育課題へのきめ細やかな対応のため、学級規模は30人以下を目指し、当面35人以下学級を着実に実行すること。
- 1 教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。